

## § 3. 受験資格

### 3-1. 受験資格

**注: 受験資格に関するお問い合わせについて**

建築設備に関する実務経験に係る受験資格につきましては、受験資格審査委員会の審査により判定します。受験申込後に受験資格審査を実施しているため、申込受付時点では学歴区分の課程が個々に認められているか否か、建築設備に関する実務経験として認められるか否か等について、回答することはできません。なお、受験資格審査の結果、受験資格なしと判定された場合、審査手数料 2,200 円(うち消費税額 200 円)を除く受験手数料を還付いたします。

以下区分のいずれかに該当する方は、受験資格があります。

なお、表中の学校は学校教育法に規定される学校(職業能力開発大学校等は職業能力開発促進法)を指します。

区分	条件	学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
		最終卒業学校又は資格	課 程		
学歴 + 実務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校	〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校	〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)	〃	〃 2 年以上
		ロ	職業訓練大学校 (長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校 又は職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)	〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)	〃	修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学校を除く。) (高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)			
資格 + 実務	(八)	イ	一級建築士(免許の発行を受けた者に限る)	2 年以上 (資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数)	
		ロ	1級電気工事施工管理技士		
		ハ	1級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士(空調部門・衛生部門いずれか)		
		ホ	第1種又は第2種、第3種電気主任技術者		
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(必要書類については 12 頁参照)			

※専門職大学における前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等とする。